

## 平成18年度府中町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び府中町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年府中町条例第3号)に基づき、平成18年度府中町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成19年1月31日

府中町長 和多利 義之

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:人)

職 種	受験者数			最終合格者数			採用者数			前年度 採用者 数
	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	
一般事務( )	30	24	54	2	0	2	2	0	2	3
一般事務( )	6	7	13	0	0	0	0	0	0	-
一般事務( )	2	6	8	0	1	1	0	0	0	-
保健師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土木技師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築技師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技能労務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防吏員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
計	38	37	75	2	1	3	2	0	2	5

(注)採用辞退者1名

(2) 職員の退職等の状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

区 分	人 数	前年度人数
定年退職	7	4
勸奨退職	4	5
普通退職	1	-
分限免職	-	-
懲戒免職	-	-
失 職	-	-
死亡退職	-	1
計	12	10
再任用職員	1	-

(注)1 定年退職:地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の2第1項の規定により離職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。

2 勸奨退職:任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職すること。

3 普通退職:自己都合による退職すること。

4 失職:職員が法定の欠格条項(地公法第16条各号(第3号を除く))に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当し離職すること。

5 再任用職員:定年退職者等で再任用された職員

## (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

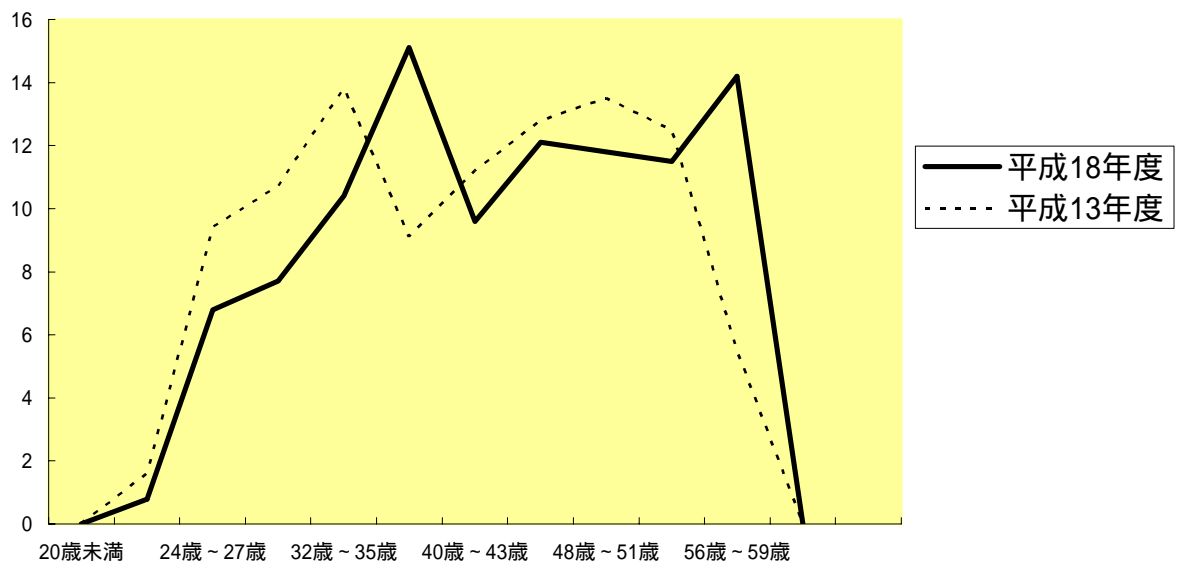
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成17年	平成18年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	3	1	職員の嘱託化
		総務	54	55	1	業務体制の見直し
		税務	20	20		
		労働				
		農水	4	4		
		商工	3	3		
		土木	49	44	5	業務体制の見直し
		民生	46	48	2	"
		衛生	50	45	5	清掃業務員の職種変更
	計	230	222	8	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.4人	
	教育部門	61	59	2	学校事務職員の嘱託化	
	消防部門	53	53			
	小計	344	334	10	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.6人	
公営企業等 会計部門	下水道	17	17			
	その他	15	15			
	小計	32	32			
合計		376 (402)	366 (402)	10	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.2人	

(注) 1 職員数は、教育長を含む一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

## (4) 年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	3人	25人	28人	38人	55人	35人	44人	43人	42人	52人	人	365人

(注)教育長を除く。

(5)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
375人	350人	25人	6.7%

(注)教育長を除く

(参考)府中町定員適正化計画における定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	25人減
平成17年4月1日	平成22年3月31日	

定員適正化計画の年次別進捗状況の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17～22年	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
事務技術職	職員数	322	312					312	
	増減		10					10	25
消防	職員数	53	53					53	
	増減		0					0	0
計	職員数	375	365					365	
	増減		10					10 (40%)	25

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成17年度	50,926	12,026,706	141,135	3,386,651	28.2	29.9

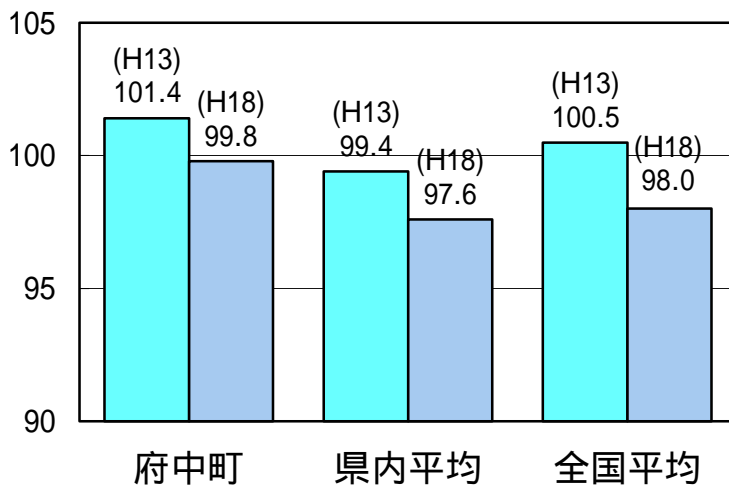
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	(1) 人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度	341	1,426,213	262,182	585,623	2,274,018	6,650

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。なお、( )内は、短時間勤務職員で、外数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
府中町	43.0歳	353,877円	418,258円	393,432円
広島県	43.2歳	347,607円	422,497円	390,783円
国	40.4歳	328,477円	-	375,717円
類似団体	歳	円	円	円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
府中町	49.2歳	363,932円	401,291円	390,783円
広島県	51.2歳	363,837円	415,648円	380,296円
国	48.4歳	286,500円	-	318,595円
類似団体	歳	円	円	円

消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
府中町	41.5歳	336,670円	399,291円	375,717円
類似団体	歳	円	円	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 類似団体については、後日掲載予定です。

(5) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		府中町	広島県	国
一般行政職	大学卒	176,800円	165,094円	(種)170,200円
	高校卒	148,000円	134,248円	138,400円
技能労務職	高校卒	148,000円	131,532円	-
消防職	高校卒	162,800円	-	-

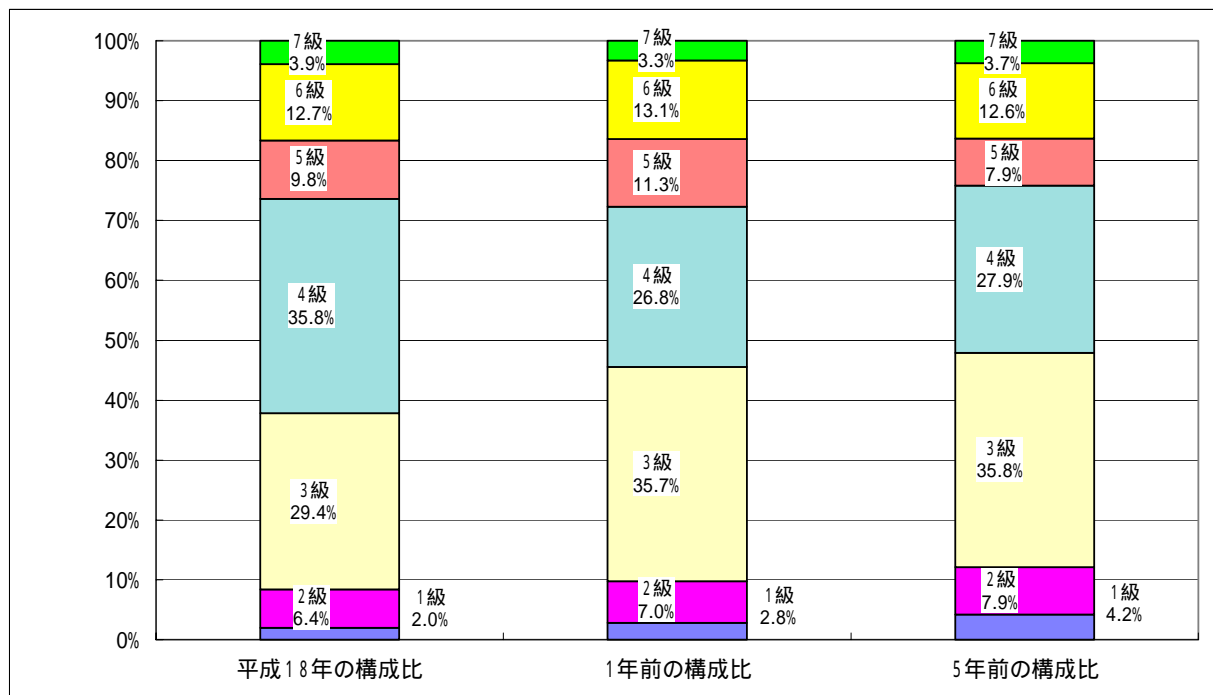
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	295,889円	349,098円	393,329円
	高校卒	263,338円	302,638円	353,215円
技能労務職	高校卒	-	328,980円	341,800円
	中学卒	278,400円	326,578円	361,910円
消防職	高校卒	292,775円	326,300円	-

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	8人	3.9%
6級	次長・課長・主幹	26人	12.7%
5級	課長補佐	20人	9.8%
4級	係長・主査・主任	73人	35.8%
3級	主任主事	60人	29.4%
2級	主事	13人	6.4%
1級	主事	4人	2.0%

(注) 1 府中町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
平成17年度	職員数(A)	375人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	62人
	比率(B/A)	16.5%
平成16年度	職員数(A)	380人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	59人
	比率(B/A)	15.5%

## (9) 期末手当・勤勉手当

府 中 町	広島県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,725千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,938千円	-
(17年度年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## (10) 退職手当(平成18年4月1日現在)

府 中 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 (自己都合) 20,288円 (勤奨・定年) 26,726千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (11) 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)			48,928千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)			130,822円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	県の支給率	国の支給率
府中町	3%	365人	3%	1%

(注) 1 平成17年度決算は、調整手当のものです。

## (12) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		10,263千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		70,779円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		38.8%	
手当の種類(手当数)		12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等徴収職員の特殊勤務手当	税務課職員及び税外収入金等の徴収事務職員	外出して町税及び税外収入金の納付の催告及び折衝並びに徴収事務又は滞納処分事務に従事したとき	日額200円
そ族、こん虫駆除作業従事職員の特殊勤務手当	そ族、こん虫駆除作業に従事した職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して、そ族、こん虫駆除作業に従事したとき	日額500円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病患者の救護、伝染病発生場所の消毒又は汚染物質の処理作業に従事した職員	伝染病予防法に規定する伝染病が発生又は発生するおそれのある場合において、伝染病患者の救護、伝染病発生場所の消毒又は汚染物質の処理作業に従事したとき	日額500円
死亡人取扱従事職員の特殊勤務手当	死亡人取扱従事した職員	行路死亡人等の処置に従事したとき	1件1,000円
清掃作業従事職員の特殊勤務手当	清掃事務所に勤務する職員	清掃作業に直接従事したとき	基準量未満 8H以上 日額800円 4H～8H 日額640円 4H未満 日額480円 基準量超過 8H以上 日額1,000円 4H～8H 日額800円 4H未満 日額600円
家畜等の死体処理作業に従事した職員の特殊勤務手当	家畜等の死体処理作業に従事した職員	犬、猫等の死体処理に従事したとき	1件 310円
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	夜間特殊業務に従事した職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜(22時～5時)である業務に従事したとき	5H超 1当務980円 2H～5H1当務650円 2H未満1当務470円
防災作業に従事した職員の特殊勤務手当	防災作業に従事した職員(消防職員を除く)	災害の防止、復旧等のため防災作業に従事したとき (災害対策本部設置)	4H以上日額600円 4H未満日額360円
		同上 (災害対策本部未設置)	4H以上日額600円 4H未満日額360円
消防職員の特殊勤務手当	消防業務に従事する職員	消火作業、防災作業又は救助作業に従事したとき	日額260円
		消火作業、防災作業又は救助作業に機関員として従事したとき	日額400円
		救急作業に従事したとき	日額200円
		救急作業に機関員として出勤したとき	日額300円
		救急救命士の資格を有する者が救急作業に従事したとき	日額510円
		訓練によりはしご車に登っていたとき	日額100円
用地取得等の折衝業務に従事した職員の特殊勤務手当	用地取得等の折衝業務に従事した職員	土地等の取得又はこれに伴う補償に関し、権利者と面接して折衝業務を行ったとき	日額470円
強制執行の業務に従事した職員の特殊勤務手当	強制執行の業務に従事した職員	強制執行に従事することを命じられ、作業に従事し又は特に命じられた業務に従事したとき	4H以上日額1,000円 4H未満日額600円
社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当	社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当	援護又は更生の措置を要する者と面接し、生活指導及び援護等の措置業務に従事したとき	日額 280円

(注)平成18年度から年末年始特殊勤務手当など6種類の特殊勤務手当を廃止しました。

## (13) 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	94,606千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	253千円
支給実績(平成16年度決算)	63,295千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	201千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## (14) その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 (配偶者が扶養になっていない場合の 扶養親族のうち1人は6,500円) (配偶者がいない場合の扶養親族のうち1 人は11,000円) その他 5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子については5,000円を加算	同	-	千円 53,446	円 255,722
住居手当	借家・貸間居住者 家賃の額に応じて支給 (支給限度額27,000円) 持家居住者 取得後5年間3,500円 取得後5年経過以降1,000円	異	国の制度 持家居住者 取得後5年に限 り2,500円	千円 29,530	円 113,577
通勤手当	交通機関等利用者 6ヶ月定期代相当額を支給 (支給限度額55,000円) 自動車等の交通用具利用者 距離に応じて支給 (支給限度額24,500円)	異	国の制度 自動車等の交 通用具利用者 通勤距離区分 が一部異なる	千円 16,638	円 74,275
管理職手当	管理職員(部長、課長など)に対して 9%~15%の割合を支給	同	-	千円 27,364	円 667,396
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務 を命ぜられ、現に勤務した職員に支給 する。	同	-	千円 26,470	円 189,073
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌 日の午前5時までの間に勤務することを 命ぜられ、現に勤務した職員に支給す る。	同	-	千円 1,713	円 35,681

## (15) 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町長	845,500円(890,000円)		
	助役	708,100円(730,000円)		
	教育長	669,300円(690,000円)		
報 酬	議長	380,000円		
	副議長	300,000円		
	議員	290,000円		
期 末 手 当	町長 助役 教育長	(平成18年度支給割合)	4.40月分	
	議長 副議長 議員	(平成18年度支給割合)	4.40月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額 890千円 × 支給率(5.0) × 年数	17,800千円	任期ごと
	助役	給料月額 730千円 × 支給率(3.0) × 年数	8,760千円	任期ごと
	教育長	給料月額 690千円 × 支給率(2.5) × 年数	6,900千円	任期ごと

(注)1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額です。町長は5%、助役、教育長は3%減額して支給しています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なものを記入) (平成18年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	備考
40時間	8時30分	17時15分	12:15~13:00	12:00~12:15 17:00~17:15	

- (注) 1 休憩時間: 職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。  
2 休息時間: 一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、条例・規則に基づき正規の勤務時間中に付与されるものです。

(参考:平成18年8月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
40時間	8時30分	17時30分	12:00~13:00	勤務時間の適正化を図るため、平成18年8月1日から休息時間を廃止し、左記のとおり変更しました。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成17年1月1日~平成17年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
7,315日	2,906日	192人	15.1日	39.7%

- (注) 全対象職員とは、教育委員会及び消防本部を除く町長部局に勤務する職員で、当該期間中に育児休業の者及び派遣職員を除きます。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
34,097時間	8.5時間

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。  
2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員(管理職を除く)数で除したものです。

(4) 特別休暇等の状況(平成18年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間等
職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
職員が証人等して官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
所轄庁の事務の全部又は一部の停止の場合	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間
職員が一定の要件に該当するボランティア活動に参加する場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により被災地又はその被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、障害者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間

休暇の種類	付与日数・期間等
職員が結婚する場合	町長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間(実質5日間)
産前の場合	出産の日までに申し出た期間
産後の場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、9月までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回(医師等の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間
妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えないで必要と認められる時間
女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
職員の妻が出産する場合	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間
職員の妻の出産に伴い、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までにおける5日の範囲内の期間
職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合	一の年において5日の範囲内の期間
職員の親族が死亡した場合	親族に応じた日数の範囲内の期間
職員が父母の追悼する場合	1日の範囲内の期間
夏季における心身の健康の維持及び増進等の場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて町長が必要と認める期間
災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
災害時において、職員が退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要と認められる期間
その他法令によって認められている場合及び町長必要と認めた場合	入学式又は卒業式が行われる日 配偶者の祭日休暇(1日)

(5) 育児休業の取得状況(平成17年度)

	育児休業取得者数
男性職員	0
女性職員	1

(注) 取得者数は、年度内に新規取得した数を示しています。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第1項第1号					0
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第1項第2号 第2項第1号			2		2
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第1項第3号					0
職制,定数の改廃,予算の減少により廃 職,過員を生じた場合	地公法第 28 条 第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条 第2項第2号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第2項					0
計		0	0	2	0	2

(2) 懲戒処分者数(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第1項第1号					0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	地公法第 29 条 第1項第2号					0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合	地公法第 29 条 第1項第3号					0	0
計		0	0	0	0	0	0

(注) 「訓告等」とは,事件当事者又は監督者に対して訓告,嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

## 5 職員のサービスの状況

- (1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)に基づく派遣の状況 (平成18年4月1日現在)

派遣形態 根 拠	法 人 名	派遣職員数(人)		
		役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第2条第1号			
	一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号			
	特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号	社会福祉法人府中町社会福祉協議会	2	2
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第2条第4号	広島県土地開発公社	1	1
	小 計		3	3
	退職派遣	特定法人 派遣法第10条		
小 計				
合 計			3	3

- (2) 営利企業等の従事許可の状況(地方公務員法第38条関係)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

区 分	人(件)	備 考
許可人数 (または許可件数)	1	

- (注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと、報酬を得て他の業務に従事すること等をいいます。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- (1) 職員の研修の状況

研修に関する基本方針の策定(地方公務員法第39条第2項)

策定の有無	策定期間
有	平成17年11月

研修の実施状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

機関別研修	本年度参加者数	前年度参加者数	備 考
ひろしま自治人材開発機構	41	23	
その他の研修	7	1	
独自研修	111	112	
計	159	136	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況(地方公務員法第40条)

導入時期	平成19年2月
目的	職員の能力、実績・適正等を日常の仕事を通じて適確に把握し、人事施策(昇任、昇格、昇給、適正配置、研修、能力開発等)の基礎データとして活用することにより、個々職員の能力向上を図るとともに、公務全体の能率を向上させることを目的とする。
勤務評定の内容	被評定者 次に掲げる者以外の一般職の全職員 ア 臨時的任用の職員 イ 他の団体等への派遣、出向している職員で勤務評定を実施することが困難な職員 ウ その他町長が勤務評定の実施を不必要又は不可能と認める職員 評定者 評定者は、日常直接職員と接し、掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者 評定期間 毎年11月1日を基準日とし、前回の評定基準日から当該評定基準日の前日まで 勤務実績評定の構成 個別評定及び総合評定(5段階の絶対評価)

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員健康診断等の状況(平成17年度実績)

健康診断の内容	受診者数
定期健康診断	203人
短期人間ドック	173人

(2) 公務災害の発生状況

区分	公務災害	通勤災害
平成17年度	3件	1件

(3) 職員の利益の保護状況

平成17年度においては、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ては、いずれもありませんでした。